

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（第1回）【議事要旨】

1 日 時 平成26年5月1日（木） 13:30～15:30

2 場 所 総務省共用会議室3

3 出席委員（五十音順）

太田 聰一	慶應義塾大学経済学部教授
（座長）辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
原田 久	立教大学副総長・法学部教授
山野 岳義	一般財団法人全国市町村振興協会理事長

4 議事次第

- (1) 公務員部長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 座長挨拶
- (4) 検討会の運営等について
- (5) 地方公務員の給与に係る概括説明
- (6) 国家公務員の給与制度の総合的見直しについて（人事院から説明）
- (7) 意見交換、その他

5 議事の経過

- 冒頭、三輪公務員部長からの挨拶の後、委員の紹介、辻座長の挨拶がなされ、太田委員が座長代理に指名された。
- 事務局から地方公務員の給与制度についての現状説明の後、意見交換が行われた。委員からの主な意見は以下のとおり。
 - ・ 独自の給与カットを行っている自治体もあるが、今回の検討ではどういう考え方で地域民間給与との均衡を見ていくのか。
 - 給与カットは各団体の財政事情等の理由で行われているもの。検討会では、本来あるべき給与水準を念頭に議論を頂きたい。
 - ・ 平成18年の給与構造改革後、さらに課題として残っているものはあるのか。
 - 給料表の引下げと地域手当の導入については、ほぼ全ての団体で対応いただいたと考えているが、詳細は今後の検討会で説明したい。
 - ・ 平成18年の給与構造改革の際の、いわゆる現給保障の取扱いはどうなったか。
 - 国が平成26年3月末で廃止したことを踏まえ、地方も同様に廃止するよう助言をしているところ。

- ・ 平成18年の給与構造改革の際は、いわゆる枠外昇給の廃止がなされたが、地方ではどう対応したのか。
 - 枠外昇給は廃止するよう助言しているが、一部制度が残っている団体も見受けられる。
 - ・ 平成18年の給与構造改革において、人事委員会機能が議論になったが、今後、人事委員会のあり方を見直す動きはあるか。
 - 国の較差率とは異なる率で勧告がなされるなどといった状況も出てきており、一定程度想定された方向に向かっていると考えている。
- 人事院佐々木給与第一課長より、国家公務員の給与制度の総合的見直しについての資料説明の後、質疑等が行われた。委員からの主な質疑等は以下のとおり。
 (「→」以下は人事院からの回答)。
- ・ 平成25年人事院報告において、民間賃金が低い方から4分の1となる12県を一つのグループとして官民較差を算出試算した理由は何か。また、この12県における国家公務員数・全体に占める割合はどうなっているか。
 - 「4分の1」は統計上よく用いられる客観的な線引きであること、また、官民比較を適切に行うには、一定のデータ数が必要であり、前回指標とした地域ブロック別の場合の最低数を超えるデータ数を官民ともに確保できることから、12県をひとつのグループとしたもの。
 - 12県における国家公務員は約13,500人、行政職俸給表(一)適用職員約14万人の約1割弱となっている。
 - ・ 国家公務員で地域間格差を設けるのは、地域の人たちの心情を踏まえる点や地域の物価水準の反映といった点が大きな狙いと理解してよいか。
 - 国家公務員の給与については、官民の給与水準を均衡させることとしているが、その配分のあり方(世代別や地域別で見た場合の水準、勤務実績の反映など)についても、民間の動向に配慮することが求められるようになってきている。国家公務員の給与について、国民の理解を得るためには、地域における給与が高いとの批判に対して適切に対応していくことが重要と考えている。
 - ・ 地域手当を見直すとなると大変な作業になるが、支給区分の見直しも行うのか。
 - 支給区分をどうするかは検討課題である。
 - ・ 査定昇給に基づく分布率はどの程度か。
 - 上位の昇給区分(A及びB)については、上限枠を設けており、例えば、中間層(行政職俸給表(一)3級から6級)の場合、A(極めて良好)は、5%、B(特に良好)は20%となっている。

以上

文責：総務省自治行政局公務員部給与能率推進室(速報のため事後修正の可能性あり)